

健企第1767号
平成30年2月6日

一般社団法人山形県薬剤師会長
一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会長
日本チェーンドラッグストア協会山形県支部長
全国農業協同組合連合会山形県本部長
殿

山形県健康福祉部長
(公印省略)

毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から通知がありましたので、貴会員（貴組合員）の営業施設において毒物又は劇物を取り扱っている場合、下記事項の徹底がなされているか改めて点検していただきますよう、貴会員（貴組合員）へ周知方願います。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第11条第1項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。
- 3 毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第16条の2第2項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

| |
|---|
| 担当 健康福祉企画課 薬務・感染症対策室 塩谷 TEL 023-630-2332 FAX 023-625-4294 |
|---|